

令和4年12月2日

保護者様

県立厚木東高等学校
校長 梅澤 広昭

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について（お願い）

日頃より、本校の教育活動等にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、インフルエンザ等の学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法に基づき医師の指示等による期間、出席停止となりますので、次の通り、対応をお願いいたします。

なお、出席停止の扱いについて、県教育委員会より新たな通知等があった場合については、最新の基準に従うこととなります。

- 1 速やかに学校に電話連絡をしてください。
- 2 医師の診断に従って、許可が出るまでの期間、自宅療養をしてください。
- 3 医師の許可後、登校したら担任から「出席停止報告書」を受け取り、保護者が必要事項を記入・押印し、登校開始後1週間以内に提出してください。
(HPから「出席停止報告書」の様式をダウンロードして印刷・記入し、登校可能になった日に提出することもできます。)

※ 新型コロナウイルス感染症に関しては次の通りとなります。

・ 医療機関等を受診していなくても、熱や風邪症状等がある場合は「出席停止」の扱いとなります（出席停止報告書にその旨記入）。

・ 医療機関を受診しない場合の登校再開の目安は以下のとおりです。

発熱がある場合→薬剤を服用していない状態で解熱した日を0日として2日が経過していること（学校医の指示による）。

発熱がない場合→症状が消失していること（少しでも症状が残っている場合は引き続き自宅療養をお願いいたします）。

※ 風邪症状がある間は、抗原検査キットでのセルフチェックにて陰性であった場合でも、風邪症状が完全に消失していない場合は「出席停止」の扱いとなります。

・ 発熱がなくても少しでも体調不良等がある場合は自宅療養してください。4日以上症状が続く場合は、軽度であっても、医療機関を受診するなどの対応をお願いいたします。

<風邪症状>

熱、咳、息苦しい、鼻水・鼻づまり、のどが痛い、吐き気・嘔吐、頭痛、全身がだるい、関節筋肉痛、下痢 等

- ・出席停止報告書について、ワクチンの副反応においては、医師よりワクチンの副反応であると診断された場合は(2)へ「ワクチンの副反応」とご記入をお願いいたします。医師による診断を受けていない場合は新型コロナウイルスの「疑い」に○をつけ、その他の欄に「ワクチンの副反応疑い」とご記入をお願いいたします。いずれも「出席停止」の扱いとなります。

※「出席停止報告書」は医療機関に記入していただく必要はありません。

※出席停止期間中は欠席扱いとはなりません。

問合せ先

生活支援グループ 鶴見、廣瀬

電話：(046)221-3158